

富山市ウォーターPPP
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

基本方針 (案)

令和8年1月

富山市上下水道局

目次

1. 事業内容について.....	1
(1)事業の名称.....	1
(2)事業実施年度.....	1
(3)対象処理区.....	1
(4)対象施設.....	1
(5)事業方式.....	1
(6)対象業務.....	1
1)共通.....	1
2)公共下水道.....	1
3)農業集落排水施設等.....	2
2. 事業者の募集および選定について.....	2
(1)募集および選定方法.....	2
(2)スケジュール（予定）.....	2
(3)応募者の参加資格要件.....	3
1)応募者の構成.....	3
2)応募企業、応募グループ構成企業に必要な資格.....	3
3)応募者に求める要件.....	4
4)参加資格要件の確認基準日.....	4
(4)審査および選定手続き.....	4
(5)受託候補者選定後の手続き.....	4
3. 事業の実施について.....	4
(1)業務実施時の要件.....	4
(2)リスク分担.....	7
(3)モニタリング.....	7
(4)法令等の遵守.....	7
4. 対象施設の概要（別紙）.....	8

1. 事業内容について

(1)事業の名称

富山市ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業

(2)事業実施年度

令和9年度～令和18年度（10年間）

(3)対象処理区

1)公共下水道

神通川左岸処理区（富山、婦中、八尾）、水橋処理区、大沢野処理区、大山処理区、小見処理区、楡原処理区、南部処理区、山田処理区

2)農業集落排水施設等

32地区（婦中地域、八尾地域、山田地域、大山地域、大沢野地域、細入地域）

(4)対象施設

- 管路施設（管渠、マンホール、マンホール蓋、公共柵、取付管、汚水中継ポンプ施設、汚水中継ポンプ所）

(5)事業方式

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）更新実施型

(6)対象業務

1)共通

①統括管理業務

2)公共下水道

①維持管理に関する業務（管路）

- ・巡回業務
- ・概略点検業務（目視、スクリーニング）
- ・清掃業務
- ・修繕業務
- ・緊急対応等業務

②改築に関する業務（管路）

- ・詳細点検（調査）業務
- ・改築更新計画策定業務
- ・改築実施設計業務
- ・改築工事
- ・耐震診断業務
- ・耐震化実施設計業務

- ・耐震化工事
- ③維持管理に関する業務（マンホールポンプ）
 - ・保守点検業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ・ユーティリティ（電力等）調達業務
- ④改築に関する業務（マンホールポンプ）
 - ・調査業務
 - ・改築更新計画策定業務
 - ・改築実施設計業務
 - ・改築工事
- ⑤その他業務
 - ・技術提案に基づく業務（効率的な維持管理）
 - ・技術提案に基づく業務（雨天時浸入水対策）

3)農業集落排水施設等

- ①維持管理に関する業務（管路）
 - ・巡回業務
 - ・概略点検業務（目視、スクリーニング）
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
- ②維持管理に関する業務（マンホールポンプ）
 - ・保守点検業務
 - ・修繕業務
 - ・緊急対応等業務
 - ・ユーティリティ（電力等）調達業務

2. 事業者の募集および選定について

(1)募集および選定方法

公募型プロポーザル方式

(2)スケジュール（予定）

令和8年4月頃	要求水準書（素案）公表
令和8年4月～5月頃	基本方針（案）、要求水準書（素案）に対する質問、意見受付
令和8年夏頃	募集概要（案）、要求水準書（案）公表
	募集概要（案）、要求水準書（案）に対する質問、意見受付
令和9年4月	事業者応募公告（募集要項等公表）
令和9年秋頃	受託候補者決定、基本契約締結
令和9年冬頃	事業開始

(3)応募者の参加資格要件

1)応募者の構成

- ア 応募者は、単独企業（応募企業）又は複数の企業（応募グループ）により構成される共同企業体とする。
- イ 共同企業体については、構成する企業の数の上限は設けない。
- ウ 応募者は、代表企業1社を定め、代表企業から統括管理者を選任する。
- エ 応募者である単独企業及び応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員と重複することはできない。

2)応募企業、応募グループ構成企業に必要な資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- イ 富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。ただし、参加表明（公募）の締切り期限までに本市の競争入札参加資格審査に関する書類が提出されており、不備のないことが確認され、受託候補者特定時までには富山市競争入札参加資格者名簿に登載されている見込みがある者を含む。（見込み証明として、契約課へ提出した入札参加資格審査申請の写しを提出すること。）
- ウ 富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（イにおいて「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
 - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- オ アドバイザリー業務受託者（公益財団法人日本下水道新技術機構）又はこれらの者と資本面もしくは人事面等において密接な関連のある者でないこと。

3) 応募者に求める要件

応募企業又は応募グループ構成企業のうち一者は、参加資格の資格確認基準日において、各項の要件を満たすこと。

ア 平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道管路もしくはマンホールポンプの維持管理業務、改築更新計画策定業務、実施設計業務、改築工事のいずれかを元請で行った実績を有すること。

イ 次の以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
- ・技術士（上下水道部門（下水道））
- ・下水道管路管理技士（総合技士）
- ・1級土木施工管理技士

また、配置する技術者は、参加資格確認書類の提出があった日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出締切日とする。

(4) 審査および選定手続き

受託候補者を選定するため、選考委員会を設置し、応募者が提出した企画提案書等を提案書評価基準に基づき、総合的に評価し、受託候補者を選定することを想定している。詳細は公告時に提示する。

(5) 受託候補者選定後の手続き

当初に、業務に関する基本的な事項について基本契約書を締結し、その後、年度毎に当該年度の業務内容等について年度協定を締結することを想定している。詳細は公告時に提示する。

3. 事業の実施について

(1) 業務実施時の要件

受託者は業務実施時に各項の要件を満たす者を配置すること。なお、複数の項の要件を

満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼務することができる。

①維持管理に関する業務（管路）

以下のいずれかの資格を有する業務責任者を配置すること。

- ・下水管路管理技士（総合技士）
- ・下水管路管理技士（主任技士）

ア 企業の要件

- a)概略点検、清掃業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「配水管、下水管等保守」に登載された者であること。
- b)修繕業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分のうち、実施する修繕内容に応じた業種区分に登載された者であること。

②改築に関する業務（管路）を行う者の要件

ア 企業の要件

- a)詳細点検（調査）業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「配水管、下水管等保守」に登載された者であること。
- b)改築更新計画策定業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道法に基づく汚水又は雨水渠の更新計画もしくは下水道ストックマネジメント計画策定業務（長寿命化計画を含む）を元請で行った実績を有すること。
- c)耐震診断業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道区域10,000ha以上の下水道総合地震対策計画業務及び下水道管渠耐震診断業務を元請で行った実績を有すること。
- d)改築実施設計、耐震化実施設計業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した污水管渠の実施設計業務を元請で行った実績を有すること。
- e)改築工事、耐震化工事を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木」に登載された者であり、官公庁等が発注した汚水における下水道工事を元請で行った施工実績を有すること。

イ 配置予定技術者の要件

- a)詳細点検（調査）業務を行う者は、以下の資格を有する者を配置すること。
 - ・下水管路管理技士（専門技士：調査部門）
また、診断は下水管路管理技士（主任技士）を有する者が実施すること。
- b)改築更新計画策定業務を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
 - ・技術士（上下水道部門（下水道））
 - ・RCCM（下水道部門）

- c)耐震診断業務を行う者は、管理技術者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者を2名配置でき、うち1名は技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者であること。なお、上記技術者のうち1名は、平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道管渠耐震診断業務に管理技術者として従事した実績を有すること。
- d)改築実施設計、耐震化実施設計業務を行う者は、汚水管渠の計画又は設計を行った実績がある者を管理技術者及び担当技術者又は照査技術者として1名ずつ配置でき、うち1名は技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者であり、もう1名は技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者もしくはRCCM（下水道部門）又は下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- e)改築工事、耐震化工事を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
・1級土木施工管理技士
・2級土木施工管理技士
- f)改築工事のうち、管更生工事を行う者は、e)の要件を満たす者で、かつ、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている管きょ更生工法を有する協会の講習等を受講し、認定証又は修了証を有している者を配置すること。

③維持管理に関する業務（マンホールポンプ）を行う者の要件

下水道管路（ポンプ施設含む）の保守点検業務を行った実績があり、下水道管路（ポンプ施設含む）の維持管理に関する専門知識を有し、作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者を業務責任者として配置すること。

ア 企業の要件

- a)保守点検業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿に登載された者であり、平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道管路（ポンプ施設含む）の維持管理業務を元請で行った実績を有すること。
- b)修繕業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿の業種区分のうち、実施する修繕内容に応じた業種区分に登載された者であること。

④改築に関する業務（マンホールポンプ）を行う者の要件

ア 企業の要件

- a)調査、改築更新計画策定業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、汚水処理場またはポンプ場施設（汚水中継ポンプ所含む）のポンプ設備等の更新計画もしくは長寿命化計画策定業務を元請で行った実績を有すること。
- b)改築工事（機械器具設置工事）を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「機械器具設置」に登載された者であり、下水道施設のポンプ設置工事を元請で行った実績を有すること。
- c)改築工事（電気工事）を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「電気」に登載された者であり、下水道施設の電気工事を元請で行った実績を

有すること。

イ 配置予定技術者の要件

- a)調査、改築更新計画策定業務を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
 - ・技術士（上下水道部門（下水道））
 - ・R C C M（下水道部門）
 - ・下水道法第22条に規定された資格を有する者
- b)改築工事（機械器具設置工事）を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・1級管工事施工管理技士
 - ・2級管工事施工管理技士
 - ・技術士（機械部門）
 - ・機械器具設置業に関する建設業法第15条第2号口若しくはハに該当する資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ、口若しくはハに該当する資格を有する者
- c)改築工事（電気工事）を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・1級電気工事施工管理技士
 - ・2級電気工事施工管理技士
 - ・電気工事業に関する建設業法第7条第2号イ、口若しくはハに該当する資格を有する者

⑤その他共通

建設業法（昭和24年法律第100号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等の法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置すること。

(2)リスク分担

基本的な方針として、業務の瑕疵により生じたリスクは受託者が負担することを想定している。詳細は公告時に提示する。

(3)モニタリング

事業の実施状況を確認するため、受託者によるセルフモニタリングを行い、セルフモニタリングの結果を受け、市によるモニタリングを行うことを想定している。詳細は公告時に提示する。

(4)法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、下水道法その他関係する法令、条例、規則及び基準等を遵守しなければならない。

4. 対象施設の概要（別紙）

- 別紙1 ウォーターP P P対象範囲
- 別紙2 公共下水道 管渠施設状況（経過年数別）
- 別紙3 公共下水道 管渠施設状況（口径別）
- 別紙4 公共下水道 管渠施設状況（管種別）
- 別紙5 公共下水道 マンホールポンプ施設状況（経過年数別）
- 別紙6 農業集落排水施設等 施設状況